

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年11月4日(2021.11.4)

【公開番号】特開2020-126270(P2020-126270A)

【公開日】令和2年8月20日(2020.8.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-033

【出願番号】特願2020-81243(P2020-81243)

【国際特許分類】

G 0 2 B	5/30	(2006.01)
H 0 1 L	51/50	(2006.01)
H 0 5 B	33/02	(2006.01)
H 0 1 L	27/32	(2006.01)
G 0 9 F	9/30	(2006.01)

【F I】

G 0 2 B	5/30	
H 0 5 B	33/14	A
H 0 5 B	33/02	
H 0 1 L	27/32	
G 0 9 F	9/30	3 6 5
G 0 9 F	9/30	3 4 9 E

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月27日(2021.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

直線偏光板と、1/2波長層と、活性エネルギー線硬化型接着剤を硬化させてなる第1接着層と、1/4波長層とをこの順に備え、

前記1/2波長層の進相軸と、前記直線偏光板の透過軸とのなす角度が10°以上20°以下であり、

前記第1接着層の波長589nmでの屈折率と、前記1/2波長層の波長589nmでの進相軸方向の屈折率との差の絶対値が0.05未満であり、

前記第1接着層は、波長589nmでの屈折率が1.51以上1.54以下であり(波長532nmでの屈折率が1.55以上である接着層を除く)、

前記1/4波長層は、波長589nmでの進相軸方向の屈折率と遅相軸方向の屈折率の平均値である面内平均屈折率が1.58未満である、偏光板複合体。

【請求項2】

前記第1接着層の波長589nmでの屈折率と、前記1/4波長層の波長589nmでの進相軸方向の屈折率と遅相軸方向の屈折率の平均値である面内平均屈折率との差の絶対値が0.05未満である、請求項1に記載の偏光板複合体。

【請求項3】

円偏光板である、請求項1または2に記載の偏光板複合体。

【請求項4】

前記1/2波長層は、液晶層である位相差発現層を含む、請求項1～3のいずれか1項に記載の偏光板複合体。

【請求項 5】

前記 1 / 4 波長層は、液晶層である位相差発現層を含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の偏光板複合体。

【請求項 6】

前記第 1 接着層は、厚みが $5 \mu m$ 以下である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の偏光板複合体。

【請求項 7】

画像表示パネルと、前記画像表示パネルの視認側に配置された請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の偏光板複合体とを含む、画像表示装置。

【請求項 8】

前記偏光板複合体は、前記直線偏光板が視認側に位置する向きで配置されている、請求項 7 に記載の画像表示装置。

【請求項 9】

有機エレクトロルミネッセンス表示装置である、請求項 7 又は 8 に記載の画像表示装置。